

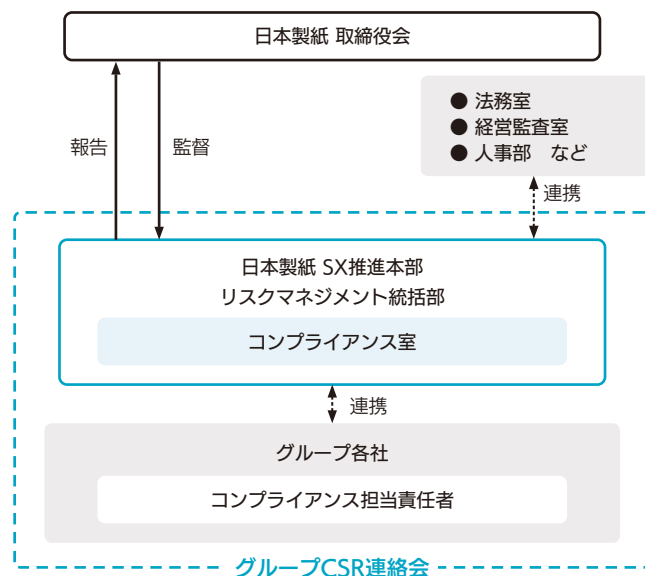
経営に関わる責任

コンプライアンス

基本的な方針

-  [→P70](#) 日本製紙グループ行動憲章
-  [→P70](#) 日本製紙グループ行動規範
-  [→P76](#) コーポレートガバナンス基本方針
-  [→WEB](#) 日本製紙 個人情報保護に関する基本方針
<https://www.nipponpapergroup.com/privacy/>
-  [→P82](#) 日本製紙グループ 公務員に対する贈賄防止基本方針
-  [→P83](#) 日本製紙グループ 競争法遵守基本方針
-  [→P80](#) 内部統制システムの構築に関する基本方針

推進体制



- 日本製紙SX推進本部内のコンプライアンス室が「グループCSR連絡会」の中で、グループ各社のコンプライアンス担当責任者とコンプライアンスに関する連携の充実を図っています。
- コンプライアンスに関する活動について取締役会に報告しており、2025年度は内部通報制度の運用状況、コンプライアンス研修実績などについて報告しました。
- 内部通報制度の運用状況については、取締役会のほか四半期ごとに監査役および経営執行会議にも報告しています。
- コンプライアンスに関する実態把握を目的として、2023年度以降、当社とグループ会社を対象としたコンプライアンス意識調査を定期的実施しています。調査結果は経営執行会議などで報告されるとともに、結果を受けて内部通報制度の利便性向上などの施策を行っています。

取り組み

行動憲章・行動規範

- 当社グループは、企業グループ理念を実現するために、社会に対するお約束として「日本製紙グループ行動憲章」を、グループに属する一人ひとりが、理念実現のために重視する価値「Challenge、Fairness、Teamwork」に沿って実践すべき行動の指針として「日本製紙グループ行動規範」をそれぞれ定めています。
- 行動憲章および行動規範は、SX推進本部が推進役となり、社内への浸透に取り組んでいます。行動規範の内容をより日常の業務に落とし込んだガイドブックを作成しているほか、理解を深めるためのe-ラーニング [→P69](#) も実施しています。

個人情報の保護

- 当社は「日本製紙 個人情報保護に関する基本方針」を制定して、個人情報管理を実施しています。
- 当社は、個人情報保護法の趣旨に基づき、各部門が保有する個人情報の入手時期や使用目的などを管理台帳にまとめて把握・管理しています。
- 個人情報台帳は、年1回、棚卸点検することにより、適切な管理を継続して行っています。
- 2025年度は顧客データの紛失に関して、具体化された不服申し立ての事例はありませんでした。

情報システムセキュリティ

- 当社は「情報システムセキュリティ対策規則」を制定して、情報システムセキュリティ対策を実施しています。
- 当社は、管理本部長を情報システムセキュリティ統括責任者（情報システムセキュリティの担当役員）とする情報システムセキュリティ体制を構築しており、毎年、セキュリティインシデントなどについてリスクマネジメント委員会を通じて取締役会へ報告しています。
- 2025年度、当社グループでセキュリティインシデントにあたる事例の発生は0件でした。
- サイバー攻撃やウイルス感染などインシデント発生時の被害拡大や再発を防止するため、対応の体制や手順を整備し、グループ従業員に対する教育 [→P69](#) を行っています。

 [→WEB](#) **情報セキュリティ**
 （日本製紙グループ統合報告書2026 P.76）
https://www.nipponpapergroup.com/csr/ngp_ir_2026_75-76.pdf

コンプライアンス

腐敗防止

- 当社グループは、企業グループ理念を実現するために、社員が重視する価値のひとつに「Fairness」を掲げています。
- 当社グループでは、各種研修において、事業活動を行う国内外の現地行政や公務員との不適切な関係や、営業または購買活動における顧客や取引先等との不適切な利益の授受を行わないなど、腐敗防止（贈収賄防止・競争法順守）に関する内容を、当社グループ従業員に対して教育するとともに、疑いのある事例が発生すれば是正の取り組みを行っています。
- 2023年度に発生したグループ会社における公正取引委員会からの排除措置命令等の事案を受け、当該グループ会社をはじめグループ各社にて、各種研修の実施など独占禁止法の順守に向けた取り組みを徹底し、再発防止に努めています。
- 当社グループの2025年度における腐敗事例、腐敗に関連した訴訟および反競争的行為・反トラスト・独占的慣行により受けた法的措置は0件でした。

知的財産権の保護

当社グループは、事業活動を通じて得た情報を適切に管理し、他者の知的財産権を尊重します。

通報制度（救済措置）

①内部通報制度の仕組み

- 当社は、人権（ハラスメント・労働条件等）や腐敗（贈収賄・競争法違反等）、環境などに関する法令や企業倫理に違反する行為について、日常の指示系統を離れて直接通報・相談できる「日本製紙グループヘルプライン」を設置しています。
- コンプライアンス室が通報を受け付け、法令や企業倫理に違反する懸念があるものについては事実調査を行います。事案の重要性に鑑み、社内処分や注意・指導、e-ラーニング等による従業員への意識啓発などの是正措置・再発防止策を、通報者に配慮しながら実施しています。
- 相談・通報は、電話、Eメール、手紙など複数の経路で受け付けています。2024年4月からは、チャットサービスによる受け付けも新たに追加しました。
- 通報者のプライバシー保護には最大限の配慮を行っています。
- 内部通報制度は匿名による利用も可能ですが、匿名であると通報内容に関する調査に限界があるため、できるだけ実名で相談することを推奨しています。
- 2022年6月の公益通報者保護法改正に合わせ、利用対象者に退職後1年以内の従業員を加えるとともに、通報を理由とした不利益な取り扱いの禁止・個人情報の保護などを社内規則に定めています。
- 全グループ従業員および請負業者等へのコンプライアンスカード配布や、社内報での毎号の掲載などを通じて、対象者に相談窓口を定期的に周知しています。

②内部通報制度の運用状況と対応

- 2025年度は91件（2024年度：69件、2023年度：43件）の相談・通報があり、内訳は、ハラスメントに関するものが約5割、業務上の指示や対応に関する疑義が約2割、労働関係の規則やその運用に関する疑義が約1割でした。
- 件数の多いハラスメントについては、管理監督者向けのハラスメント防止研修を継続的に実施しています。

③利用対象以外からの意見の受け付け

「日本製紙グループヘルプライン」の利用対象以外の第三者（顧客・取引先など）からの意見等は、[日本製紙グループウェブサイト「お問い合わせ」](#)→WEBを通じて受け付け、当社コンプライアンス室をはじめ関係部門で適切に対応しています。

内部通報対応体制

